

## 公募型プロポーザル実施の公告

橋本市地域防災計画改訂等業務について、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年10月2日

橋本市長 平木 哲朗

### 1. 業務概要

- (1) 業 務 名 橋本市地域防災計画改訂等業務
- (2) 業 務 内 容 橋本市地域防災計画改訂等業務仕様書(以下、「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 委 託 上 限 額 25,080,000円(2か年業務、消費税及び地方消費税を含む)

### 2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当する者とする。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (イ) 令和6年度橋本市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準(平成18年6月1日制定橋本市告示第271号)に基づく指名停止または橋本市物品購入契約に係る入札参加資格停止基準(平成26年6月1日制定橋本市告示第87号)に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (エ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (オ) 国土交通大臣に対し建設コンサルタント登録(都市計画及び地方計画部門)を行っていること。
- (カ) 東日本大震災以降(平成23年度から令和5年度末までの間)、全国の地方公共団体を契約相手として、本業務目的と類似した地震被害想定調査または地域防災計画改訂業務(作成を含む)を元請けとして受注し、完了した実績があること。
- (キ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。また、民事再生法(平成11年法律第227号)の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。

### 3. 関係資料の配布

#### (1) 配布開始

令和6年10月2日(水)

#### (2) 方法

橋本市ホームページより、ダウンロードすること。

### 4. 日程

| 項目             | 期日   |
|----------------|--|
| プロポーザル実施要領公表期間 | 令和6年10月2日(水)～令和6年10月23日(水)                     |
| 参加意向届出書受付期間    | 令和6年10月2日(水)～令和6年10月16日(水)<br>午前9時～午後5時まで(必着)  |
| 質疑書の提出期限       | 令和6年10月9日(水) 午後5時まで(必着)                        |
| 質疑書への回答        | 令和6年10月11日(金) 午前10時～                           |
| 企画提案書及び見積書提出期間 | 令和6年10月17日(木)～令和6年10月23日(水)<br>午前9時～午後5時まで(必着) |
| 参加辞退届の提出期限     | 令和6年10月23日(水) 午後5時まで(必着)                       |
| プレゼンテーション      | 令和6年11月上旬(予定)                                  |
| 業者の決定、公表       |  |
| 業務契約締結         | 令和6年11月中旬～下旬(予定)                               |

### 5. 選考方法等に関すること

- ① 参加表明者が多数の場合は、別途設置する「橋本市地域防災計画改訂等業務に係るプロポーザル審査委員会(以下、「委員会」という。)」において、企画提案書等の書類選考を一次審査として実施し、二次審査のプレゼンテーションを受けることができる事業者を3者に選定する。この場合、選定理由等に対する質問、異議等は受け付けない。なお、参加表明者が3者以下の場合は、一次審査を実施しない。
- ② 委員会において下記審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次順位交渉権者として決定し、参加者へ通知する。なお、審査内容や審査結果に対する質問、異議等については受け付けない。
- ③ 市は、優先交渉権者と、提出された提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が調わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。なお、参加表明者が1者のみの場合は、選考委員の採点の平均点が6割以上であれば、優先交渉権者として選定し協議を行う。
- ④ 市と優先交渉権者は、提出された提案書を基に、本業務に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

## 6.失格事由

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 委員会において、合計得点が80点を下回った場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参加要件のいずれかを満たさなくなった場合
- (5) 消費税込みとして計算した見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

## 7.その他

- (1) やむを得ない事情により、市が、プレゼンテーションを実施することができないと認めるときは、プレゼンテーションの日程変更、またはオンラインでの実施に変更とすることがあります。この場合において、これに要する経費については、本市に請求することはできない。
- (2) プレゼンテーションの結果については、市ホームページ上で公表する。

## 8.担当課

所在地 〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市危機管理室 担当:佐田

電話 0736-33-6105(直通) FAX 0736-26-4550

e-mail bousai@city.hashimoto.lg.jp